

事 務 連 絡  
令和 2 年 4 月 30 日

市内保育施設利用者 各位

羽村市子ども家庭部  
子育て支援課長 吉岡 泰孝

緊急事態宣言の発令期間が延長された場合の自宅保育の要請について

日頃より市の保育行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

今般の緊急事態宣言の発令に際しては、集団感染のリスクを最小限に抑え、子どもたちの安全確保を最優先するため、保護者の皆さまには、やむを得ない場合を除き、原則として自宅保育とさせていただくよう協力をお願いしております。

市が要請している自宅保育の期間は、緊急事態宣言の発令期間と同様に 5 月 6 日までとなっておりますが、国では、感染者数の動向や感染拡大の収束状況等をもとに、緊急事態宣言を解除するか延長するかを判断することとしています。

**つきましては、今後、緊急事態宣言が延長された場合は、引き続き、原則自宅保育にご協力いただきますようお願いいたします。**

なお、保育料につきましては、自宅保育要請期間中は自宅保育の日数に応じて返還させていただきます（自治体により対応が異なる場合がありますので、詳しくは、お住まいの市町村にご確認ください。羽村市にお住まいの方については、自宅保育要請期間終了後に園を通じて申請書類を配布します。）。

ご不明な点等がございましたら下記までお問い合わせください。

【問合せ】

子育て支援課保育・幼稚園係  
電話 042-555-1111 内線 240・233・231